

## 令和6年度第18回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和6年12月24日

担当部・課：総務部総務課〔内線4036〕

**① 件名**

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

**② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）****【背景】**

「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）（以下併せて「改正法」という。）は、令和4年6月17日に公布され、一部の規定を除き、令和5年11月10日に公布された刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第318号。以下「政令」という。）により、令和7年6月1日から施行されることになった。

改正法は、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設することなどを内容とするもので、改正法の施行までに、関係条例中の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める等の改正を行う必要が生じた。

**【目的】**

関係法令の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

**③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性****【根拠法令】**

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）

**【[総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無] 又は [個別計画との整合性]】****④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和4年 6月	改正法が公布
令和5年 7月	法務省事務連絡（内容：改正法に伴う地方公共団体の対応について）
令和5年10月～	関係条例等の洗い出し、改正案等作成
11月	政令により、令和7年6月1日施行が決定
令和6年 6月～	罰則の定めのある条例について仙台地方検察庁と事前協議
11月	仙台地方検察庁と本協議

**⑤ 主な内容**

関係条例中の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改め、罰則の適用等に関する経過措置及び人の資格に関する経過を設ける。

**〈改正が必要な条例〉**

- ・石巻市職員の給与に関する条例（平成17年石巻市条例第45号）
- ・石巻市消防団条例（平成17年石巻市条例第276号）
- ・石巻市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年石巻市条例第279号）
- ・石巻市表彰に関する条例（平成17年石巻市条例第303号）
- ・石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年石巻市条例第48号）
- ・石巻市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年石巻市条例第49号）

**⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）****【影響・効果】**

法令の改正に伴い関係条例を整理することにより、適正な運用が図られる。

**(7) 他の自治体の政策との比較検討**

全国の自治体でも同様の改正が行われている。

**(8) 今後の予定及び施行予定年月日**

令和7年2月 市議会第1回定例会に刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例について提案（施行予定年月日：令和7年6月1日）

※ 条例改正に併せて、対象となる規則・告示についても一括改正予定。

**(9) その他**

各実施機関所管例規（石巻市議会個人情報保護条例他）も同時期に改正予定。